

施設・研修業務に関する今後の検討の進め方(案)

平成19年5月7日

1. 施設・研修業務に関する提案依頼

- 3月23日の官民競争入札等監理委員会において、「施設・研修等分科会の当面の進め方」について議論。
- 今夏の基本方針改定に向けて、「施設の管理・運営」、「研修」に係る業務について、各府省庁に対して自主的な見直し、市場化テストの対象となり得る業務の提案を依頼する旨決定。
- これを踏まえ、3月28日付で各府省に対して、以下のような提案依頼を行い、4月23日までに回答を得たところ。

<各府省に対する提案依頼(概要)>

- 施設の管理・運営業務
 - ・ 検討対象：国の行政機関が所有する「一般庁舎」(単独庁舎、総合庁舎、合同庁舎等)、「研修教育施設」等の施設の管理・運営業務。特に、「23区内の一般庁舎」、「研修教育施設」は必須。
 - ・ 検討の方向性：施設の管理・運営業務(警備・設備管理・受付・清掃等)については、業務ごとに民間委託等が実施されているところ、これら一連の業務、及び、従来官自らが実施している施設管理・運営の総括業務を、包括的な業務として一本化の上、複数年契約を前提とした官民競争入札等の対象とできないか。
- 研修関連業務
 - ・ 検討の対象：国の行政機関が実施する主に国家公務員を対象とする「研修」業務。特に、外国語・財務・接遇等の一般的なスキルにかかる研修は必須。
 - ・ 検討の方向性：研修業務のうち、個別の研修講座の実施については、既に一部民間委託が実施されているところ、同種類の研修を包括的に、研修内容の企画等も極力含めた上で、複数年契約を前提とした官民競争入札等の対象とできないか。

2. 各府省からの回答状況

(1) 検討に前向きな回答の府省

- 施設の管理・運営業務：内閣府、警察庁、経済産業省、環境省
- 研修関連業務：警察庁

(2) 検討に後向きな回答の府省

- 宮内庁、公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省

※金融庁は未回答

<提案しない主な理由>

○ 施設関連業務

- ・ 特殊機関等が入居している等、民間のビルと比べて秘匿性が高く、包括的に民間委託の対象とすることは困難
- ・ 維持管理計画の策定、各業務の総合調整は、官自らが行わざるを得ない
- ・ 一般競争入札により個別発注の方がコスト安ではないか
- ・ 市場化テストの対象とするメリットがない 等

○ 研修関連業務

- ・ 同種の研修を包括化したとしても、事業規模が小さい
- ・ 研修計画の策定は、年度毎に、ニーズに合わせて官自ら行う必要がある
- ・ 一般的なスキルにかかる研修といっても、政策に応じた専門性があり、民間事業者では担うことができない（ex. 語学の専門用語）
- ・ 包括化により講師選択の幅が狭まり、研修の質の低下を招く恐れがある 等

3. 今後の進め方

(1) 検討に前向きな回答の府省

- 市場化テストの対象とする業務範囲、契約期間等について、主に以下の点に留意しつつ、各府省と事務的折衝を行い、6 月半ばを目途に分科会へ報告（必要に応じて、ヒアリング等も実施）。

<留意点>

- ・ 民間事業者の創意工夫が十分発現されるか
- ・ 民間事業者にとって参入の障壁となることはないか
- ・ サービスの質の確保の面等、留意すべき事項はないか 等

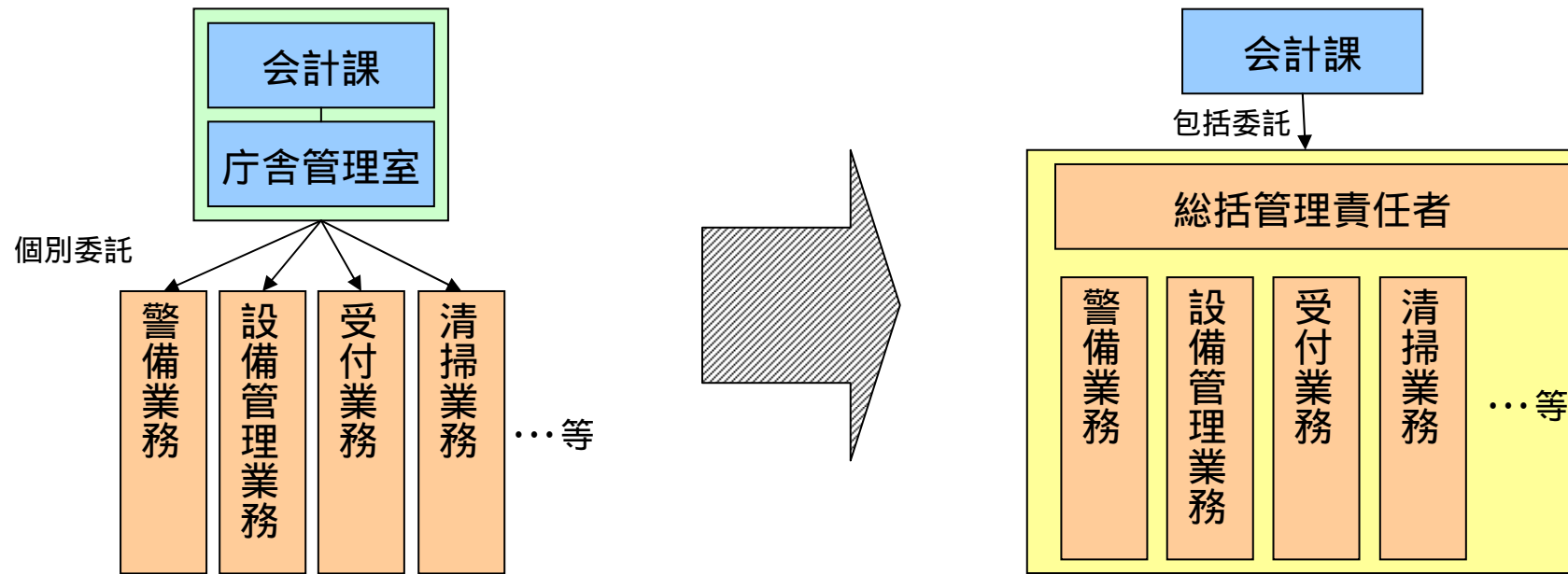
(2) 検討に後向きな回答の府省

- 市場化テストになじまないとする理由が説得的でないなどと判断される府省について、分科会にてヒアリング等を実施。
- ヒアリングを実施しない府省についても、事務的折衝のほか、必要に応じて再検討要請等を実施。

(3) 今後のスケジュール

5月～6月 事務的折衝、分科会ヒアリング
7月以降 監理委員会
夏頃 基本方針改定

施設管理・運営業務への官民競争入札等の導入について(例)



- ・それぞれの業務を個別に一般競争入札等により委託
- ・省によっては警備業務等も直轄実施
- ・1年の委託契約
- ・維持管理計画の策定、各業務の総合調整は庁舎管理室が担当

- ・維持管理業務を包括的に委託
- ・業務の性質に応じ再委託もあり得る
- ・長期委託契約(公共サービス改革法により5年を超過する委託も可能)
- ・維持管理計画の策定、各業務の総合調整は総括管理者が担当

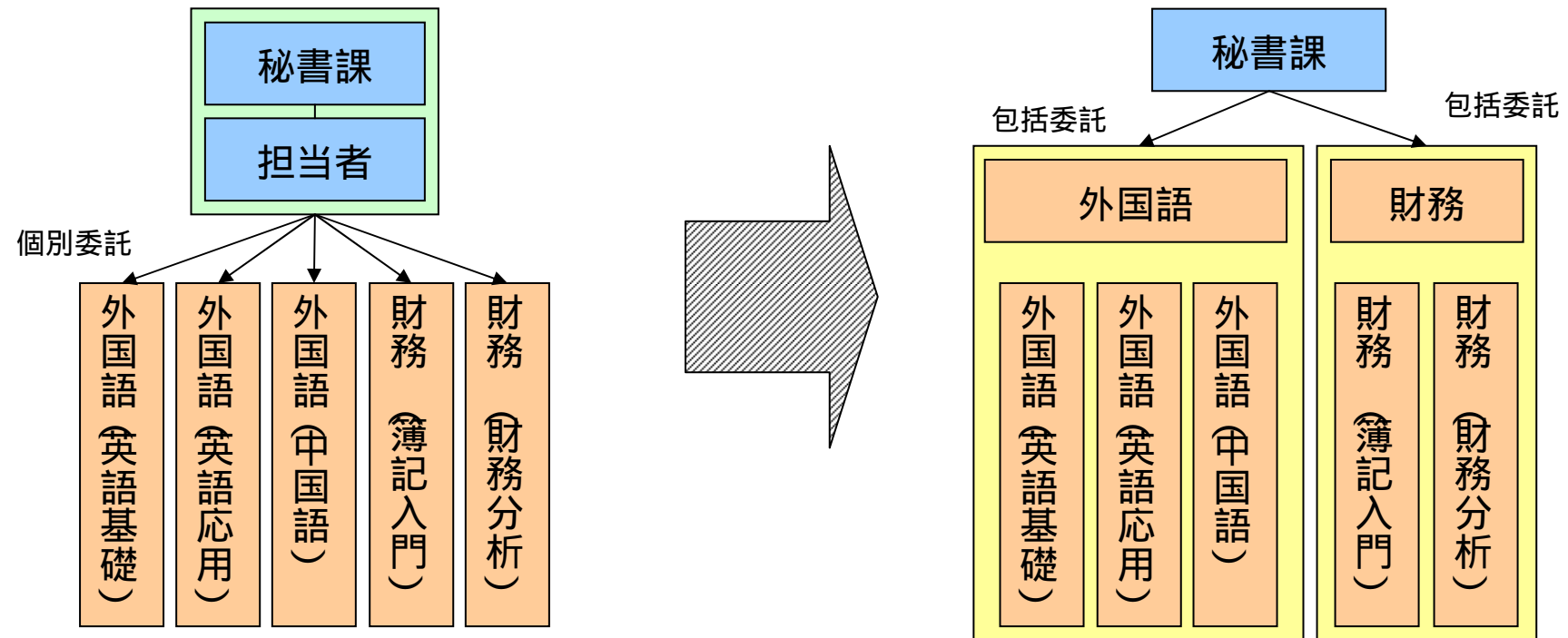
委託契約の包括化・長期化と、入札方式の変更(最低価格落札方式 総合評価方式)による維持管理コストの低減とサービスの質の向上

維持管理計画の策定、各業務の総合調整を、2～3年おきに人事異動のある公務員ではなく、維持管理業務の専門家が行うことによるサービスの質の向上

維持管理業務に係る契約事務の一本化 (1年に数十本の委託契約 複数年に1本の委託契約)

限りある職員の有効な配置

研修業務への官民競争入札等の導入について(例)



- ・各研修の実施業務を個別に一般競争入札等により委託
- ・1年の委託契約
- ・研修の年間計画策定・研修内容検討等の企画業務は秘書課担当者が実施

- ・ジャンル別に包括的に委託。
- ・長期委託契約(公共サービス改革法により5年を超過する委託も可能)
- ・研修の企画業務も受託者が担当

委託契約の包括化・長期化と、入札方式の変更(最低価格落札方式 総合評価方式)による研修業務のコストの低減とサービスの質の向上

研修内容検討等の企画業務を、2～3年おきに人事異動のある公務員ではなく、研修業務の専門家が行うことによるサービスの質の向上(研修の充実 公務員の質の向上)

契約事務の簡素化

限りある職員の有効な配置